

平成28年度定期監査（後期）の結果に対する措置状況の公表について

地方自治法第199条第4項及び第7項の規定により実施した、平成28年度定期監査（後期）の結果に基づき講じた措置について、市長等から通知があったので同条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成29年5月16日

江別市監査委員 中村 秀春
江別市監査委員 齊藤 佐知子

所管課等	監査結果（内容）	措置状況の概要
市民生活課 H29. 1. 5監査 H29. 3. 8報告	<p>【指定管理に係る事務について】 指定管理者から提出される事業報告書について、前年度監査において同様の指導を行ったが、本年度においても適切な点検が行われておらず、事務処理の改善が図られたとは認められない状況にあることから、改めて指定管理者に対する適切な指導及び監督を行うよう指導する。</p> <p>【契約事務について】 ① 市営墓地やすらぎ苑等交通整理・誘導委託業務において、委託金額が江別市契約に関する規則に定める額以上であるにもかかわらず、見積合せによる随意契約を行い、予定価格の設定及び契約書の作成をせずに請書により業務を進めていることから、今後は規則を遵守し、適正な契約事務の執行に努められたい。</p> <p>② 指定管理者と江別市葬祭場の管理に関する年度協定の締結に係る決裁において、最終決裁権者の決裁が漏れていることから、今後は江別市事務専決規程に基づき適切に処理されたい。</p>	<p>【措置済み】 指定管理者を個別に訪問し、適正な内容の事業報告書を作成するよう改めて指導を徹底しました。また、課内職員に対しても、今後は指定管理者から提出された事業報告書の点検を十分に行うよう、再度指導を徹底しました。</p> <p>【措置済み】 ① 今後は「江別市契約に関する規則」を遵守し、規則に定める額を確認したうえで、金額に応じた適正な契約事務の執行に努めます。</p> <p>【措置済み】 ② 事務の決裁を仰ぐ際に、決裁区分を確認できるようにするため、「歳出予算節別決裁区分表」を添付する取扱いに改めました。</p>
大麻出張所 H28. 12. 22監査 H29. 2. 6報告	<p>【契約事務について】 委託業務の決定及び契約の締結において、江別市事務専決規程に基づく専決権限を有する部長では</p>	<p>【措置済み】 平成29年1月以降、委託業務等の決裁時において、決裁区分を確認できるよう、「歳出予算節別決裁区分表」を参考資料として添付する取扱いに改め</p>

	なく次長が権限を行使していたので、今後は規程を遵守し、適正な契約事務の執行に努められたい。	ました。
学校教育課 H28. 11. 17監査 H28. 12. 20報告	【就学援助の収入認定について】 収入換算する所得金額等において誤った事務処理が散見されることから、取扱要綱等に基づき適切な事務処理に努められたい。	【実施中】 収入換算する所得金額等の算出について、今後は取扱要綱等を十分確認のうえ、適切な事務処理に努めます。
教育支援課 H28. 11. 17監査 H29. 1. 16報告	【契約事務について】 ① ふれあいレクリエーションの貸切バス（運転手付）借入れ契約において、学校教育支援室長が専決すべきところ教育支援課長が専決していることから、今後は江別市事務専決規程を遵守し、適正な契約事務の執行に努められたい。 ② また、上記契約にあつては、運送に関する契約に該当し、印紙税課税対象であるにもかかわらず請求書に収入印紙が貼付されていないことから、今後は適切な事務処理に留意されたい。 ③ 備品購入において、事業者を決定してから物品供給請求書を受け取るまで2週間経過しているものがあることから、今後は期日などに留意し適正な契約事務の執行に努められたい。 【会計年度について】 平成28年度で予算措置されている工事において、年度開始前に着工しているものがあることから、今後は適正な予算執行に努められたい。	【措置済み】 ① 契約事務を進めるにあたり、今後は事務専決規程を遵守し、適正な契約事務を行うよう課内での周知徹底を図ります。 【措置済み】 ② 直ちに受注者に対し指導し、適正な額の収入印紙の貼付を確認しました。今後は、契約書等の作成時に適正な額の収入印紙が貼付されていることを確認するよう、課内での周知徹底を図ります。 【措置済み】 ③ 契約事務を進めるにあたり、今後は契約に関する規則等を遵守し、適正な契約事務を行うよう課内での周知徹底を図ります。 【措置済み】 施工業者との日程調整を徹底するなど、今後は会計年度に留意し、適正な予算執行に努めます。
江別環境整備事業協同組合（道路管理課） H28. 9. 30監査 H28. 11. 18報告	【減免対象者への利用促進努力について】 江別市駐車場条例施行規則第9条により、駐車料金の減免対象を、身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている者及びその介助者が運転する自動車としている。 しかし、駐車場に掲示している料金案内板、市営駐車場に係るホームページ及び毎年健康福祉部から発行される『保健・医療・福祉事業の概要』での減免に係る表示はなく、減免対象台数は極めて少ない状況である。 このことから、減免対象者への周知を図り、さらなる利用を促進するよう努められたい。	【措置済み】 ・駐車場に掲示している料金案内板を減免内容が記載されたものに貼り替え、減免対象者へ周知しました。 ・駐車場に係る市ホームページを修正し、減免対象者へ周知しました。 ・減免対象者に周知するため、『保健・医療・福祉事業の概要』の所管である健康福祉部管理課へ、減免についての掲載を要請しました。

<p>(一財)江別市 スポーツ振興 財団 (スポーツ課) H28.11.2監査 H28.12.8報告</p>	<p>【契約事務について】 長期継続契約のうち長期賃貸借 契約において、契約期間や無償譲 渡の条件が実態と異なるものがあ ることから是正されたい。</p>	<p>【実施中】 トレーニング機器の長期賃貸借契約について、当 該財団と検討した上で、平成29年度以降は契約期 間を単年度とし、無償譲渡などの条件については実 態に即した契約を行うよう指導しました。</p>
----------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

掲示期限：平成29年5月29日